

表 面

第 号 商品投資に係る事業の規制に関する法律第30条第2項の規定による立入検査をする職員の身分証明書 官 職 氏 名 年 月 日生 年 月 日発行 発行者 印	3 cm 4 cm 写 真 押出 スタンプ
--	---

裏 面

商品投資に係る事業の規制に関する法律抜すい 第30条 主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、商品投資顧問業者又はこれと取引する者に対し報告をさせ、又はその職員に、商品投資顧問業者の営業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 第49条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 七 第30条第1項（第37条において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しく	は忌避した者
--	-------------------

(備考) 1. 用紙の大きさは、日本工業規格B 7とする。

2. 発行者は、農林水産大臣又は経済産業大臣とする。